

春の砂丘一斉清掃

ごみのないきれいな砂丘を守るため、みなさんのご協力をお願いします。

と き 4月16日(日) 午前9時30分～11時30分
 ※雨天の場合は、4月23日(日)に順延
 ※実施の有無は、当日午前6時30分に鳥取市ホームページ(21ページ参照)に掲載

ところ 砂丘県営駐車場集合

問い合わせ先 鳥取砂丘一斉清掃実行委員会
 (市役所本庁舎市民参画課内)
 ☎(0857)20-3163

市・県民税均等割の税額の見直し

市・県民税均等割が課税されている夫と生計が同一の妻は、均等割が非課税でしたが、平成16年度の地方税法の改正により課税されるようになりました。17年度は経過措置として2分の1を課税し、18年度からは全額課税になります。ただし、老年者非課税廃止の経過措置に該当する人は除きます。



【市・県民税】

市・県民税均等割額

市民税 ⇒ 3000円
 県民税 ⇒ 1300円(森林環境保全税 300円含む)

※一定の所得以下の場合にはこれまでどおり非課税となります。

問い合わせ先 ▷市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3417 ▷各総合支所市民生活課(14ページ上記参照)

市民体育館休館のお知らせ

休館日：4月1日(土)～7月31日(月)

市民体育館(吉成三丁目)は、アスベスト(石綿)を含む天井吹き付け材の除去工事のため、4月1日から7月31日まで休館します。市民のみなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 市役所第2庁舎体育課 ☎(0857)20-3373

4月は未成年者飲酒防止強調月間です

未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

成長過程にある未成年者の飲酒は、身体などにさまざまな害をもたらします。家庭や地域で、未成年者の飲酒防止に取り組みましょう。



問い合わせ先 鳥取税務署(酒類指導部門) ☎(0857)22-2141

申請・問い合わせ先 市役所本庁舎市民参画課 ☎(0857)20-3163

自治会活動活性化支援事業

地域のさらなる活性化を目的として自治会が実施する活動に対して支援を行います。

●きらめくまちづくり事業

対象事業 ▼地域の課題の解決につながる活動 ▼住民自治のステップアップにつながる活動 ▼個性のある地域づくりにつながる活動

補助額 対象経費の3分の2以下

内(上限200万円)
 申込期限 4月28日(金)

●コミュニティ活動支援事業

対象事業 ▼運動会などのスポーツ活動 ▼文化的な活動など
 地域内の多くの住民が参加する事業

補助額 対象経費の2分の1以内(上限5万円)

申込期限 5月31日(水)

※詳しくは、各自治会宛にお届けしている資料または鳥取市ホームページ(21ページ参照)をご覧ください。

申請・問い合わせ先 市役所本

庁舎市民参画課 ☎(0857)20-3163 / 各総合支所地域振興課(上記参照)

真教寺公園

「ふれあい体験学習施設」

内容 動物の説明、ウサギ、テングネズミとのふれあい
 とき 毎週木・日曜日 午前10時～11時30分

ところ 真教寺公園(動物公園・戎町)

対象 4歳以上

※動物たちの体調により中止する場合があります。

※団体の場合は予約制となります。団体名・希望日・人数および電話番号を記入のうえ、ファクシミリでお申し込みください。

◆ボランティアの募集◆

木・日曜日の午前9時30分～正午まで、ふれあい体験時間のお手伝いをしていただける人を募集しています。

申込・問い合わせ先

真教寺公園管理室 ☎(0857)21-7225

鳥取市公園・スポーツ施設協会

☎(0857)21-5532
 ☎(0857)29-7094